

聴取項目に対する回答

皇學館大学教授 新田均

## 1. レジюме

○問1と問4がこの議論の本質。ここが明確になれば、その他の問いには自ずから答えが出る。天皇の役割の本質とは何か。皇位継承とは何を継承するのか。

○神道と政教関係の研究者という立場で回答  
(博士(神道学)、政治学修士〔憲法専修〕)

○目的と手段について一個々の項目に答える前に  
目的(何を、何故守るのか)を考えずに、手段(どうやって守るのか)を考えたり、楽な方法を選ぼうとしたりすると、本質的に守らなければならないものを壊してしまうという大きな過ちに陥る可能性が高い。

○天皇の本質的な役割＝皇祖の祭り主。日本国家の祭り主。  
本質は危機の時や衰退の時に見えてくる。  
\* 第96代・後醍醐天皇一討幕計画が露見して六波羅探題に幽閉された時。  
『建武年中行事』『日中行事』の撰述。  
\* 第105代・後奈良天皇一洪水や飢饉の時の伊勢神宮への宣命

○皇位の男系(父系)継承の理由・意義

- (1). 女性蔑視・排除ではなく、皇統に属さない男性の排除  
→女性には数々の特権が与えられている。
- (2). 祭り主の地位は男系(父系)で継承されるというのが古代の観念  
→出雲大社の神主も。崇神天皇の物語。中世の天皇観も。
- (3). 古代以来の日本国の継続性を保証。日本国の時間的統合を象徴。  
→天皇制度の根拠は伝統＝継続性。死者の民主主義。

○男系(父系)継承が国民に理解されにくい理由

- \* 祭祀の継承＝男系＝氏の論理→姓(夫婦別姓)
- \* 財産と職業の継承＝能力(男女は問わない)＝家の論理＝武家の論理  
→苗字(夫婦同苗字)
- \* 近世までは併存→ 例えば「徳川・次郎三郎・源朝臣・家康」
- \* 明治4年10月「姓戸不称令」により姓は廃止。苗字に統一。

欧米の制度に合わせて家の観念に統一  
→苗字使用への一元化により国民は「家の観念」のみとなった。  
→近代に「創られた伝統」→女性宮「家」への支持の原因

○皇位の世襲と平等原則について

\*天皇という公的地位は「世襲」→特権  
→引き換えに、基本的人権の著しい制約(職業選択、居住、婚姻など)  
→基本的人権の中で男女同権だけ優先する理由はない。

○男系(父系)否定の先に待つもの

男系の否定→皇祖を祀る資格の喪失→信教の自由の承認  
→その他の人権の承認→一般国民との同一化  
→特別な存在としての意義の喪失→天皇制度の廃止

○「日本国民の総意」について

\*少なくとも選挙で確認された総意ではない。  
\*国民の総意とは、受け継がれて来た伝統から推察される先祖たちの意思と、それに対する憲法制定当時の国民の暗黙の同意とが合体したもの。  
\*その時々々の国民の意思を選挙によって確認する空間的民主主義だけでは第一条は説明できない。そこでは、先祖の意思を重んじる時間的民主主義が前提とされており、それが天皇制度の前提をなす「伝統」なのである。

○問1と問4以外への回答

問2. ①. 氏の論理による男系継承の維持

②. 家の論理による家業の分担

問3. 危機的

問5. 皇統に属する男系の男子との婚姻を前提とする場合以外は皇統の断絶となるため不可。イギリスにおいても女王の子が即位すると王朝名は父方によって変わった(『皇位の継承』25頁)。

問6. 皇統の断絶、王朝交代となるため不可。

問7. 家の観念に従えば、家業を助けるためにあり得る。配偶者や生まれてくる子に皇位継承権を与えることはできない。

問 8. 問 7 に同じ。

問 9. 選択肢を広げる意味で、両方とも認めるべき。皇位継承順位については、  
臣籍降下時点での順位に基づき、宮家が今日まで続いていた場合を想定して  
決めるべき。

問 10. 混乱を避けるために、旧宮家の男系男子以外の皇籍復帰については、今  
は考えるべきではない。

## 2. 女系容認論の誤謬についての箇条書き

根拠文献とする私の著述

『皇位の継承』（明成社）

「小林よしのり氏の皇統論を糺す」（別冊『正論』Extra. 14。以下「皇統論を糺す」）

「新旧皇室典範における「皇統」の意味について」（『日本法学』第 82 巻第 3 号。  
以下「皇統の意味」）

- ①. 女系天皇が存在したという主張の誤り→「皇統論を糺す」 p27-29
- ②. 天照大神は女性なので皇統は本来女系という主張の誤り→「皇統論を糺す」  
p29-35
- ③. 『旧譜皇統譜』は天照大神からの皇統を記しているという主張の誤り→「皇  
統論を糺す」 p35-36
- ④. 皇室の男系主義は女性を蔑視するシナ男系主義の反映であるという主張の  
誤り→「皇統論を糺す」 p36-39
- ⑤. 「養老令・継嗣令」は女系を容認していたという主張の誤り→「皇統論を糺  
す」 p39-42
- ⑥. 『神皇正統記』は直系を正統としたという主張の誤り→「皇統論を糺す」 p42-  
47
- ⑦. 新旧皇室典範における「皇統」には女系も含まれていたという主張の誤り→  
「皇統論を糺す」 p47-53。「皇統の意味」。
- ⑧. 皇室には「姓」がないので、女系になっても「易姓革命」は起こらないとい  
う主張の誤り→「皇統論を糺す」 p53-55
- ⑨. 女帝を「中継ぎ」と捉えることは女性に対する差別意識に基づいているとい  
う主張の誤り→「皇統論を糺す」 p55-59
- ⑩. 天皇陛下の御意思を絶対視する主張の誤り→「皇統論を糺す」 p59-63

- ⑪. 「遺伝子」説を無暗に否定する主張の誤り→「皇統論を糺す」 p63-65
- ⑫. 「皇室降下準則」によって旧皇族の皇位継承権を否定する主張の誤り→「皇統論を糺す」 p65-68
- ⑬. 側室制度がなければ男系は維持できないという主張の誤り→「皇統論を糺す」 p68-73
- ⑭. 皇族の条件についての主張の誤り→「皇統論を糺す」 p73-76
- ⑮. 皇籍に復する男系男子の有無についての主張の誤り→「皇統論を糺す」 p76-78

### 3. レジユメの説明

○「安定的な皇位継承を確保するための諸課題」については、問1と問4が本質的な問いであると考えます。この問いを言い換えると、天皇の役割の本質とは何か、皇位継承とはそもそも何を継承するのかということになります。

○示されている聴取項目について、私は、神道ならびに政治と宗教との関係を研究している者という立場で回答したいと思います。ちなみに、私の学位は、國學院大學からいただいた「博士(神道学)」、早稲田大学からいただいた政治学修士〔憲法専修〕で、少々変わったものです。

○さて、個々の項目に答える前に、まず、目的と手段の関係についての私の考えを申し上げます。それは、実に当然なことです。目的—この議論の場合であれば何を、何故守るのか—を考えずに、手段—どうやって守るのか—を考えたり、どれが取り敢えず実現しやすいか、簡単に支持をえられるかなどと考えてしまうと、本質的に守らなければならないものを壊してしまうという大きな過ちを犯す可能性が高いと思います。

○それでは、天皇の本質的な役割、立場とは何かといえ、それは皇祖の祭り主であり、日本国家の祭り主であるということです。これは、皇室についてある程度の関心を持つ者の間では自明のことですが、数ある天皇の役割の中で、何故それが本質なのかを改めて確認しておきたいと思います。

私は、この本質は危機の時や衰退の時に見えてくると考えています。一つの例をあげれば、それは、建武の新政を行った第96代・後醍醐天皇が、討幕計画の露見によって、六波羅探題に幽閉された時です。この時、鎌倉幕府は、天皇を隠岐に島流しにすることにしましたが、臣下が君主を島流しにするのは恐れ多いので、後伏見天皇の第一皇子だった量仁親王を即位させて光厳天皇とし、この

天皇の宣旨によって島流しにすることにしました。この島流しの前に、幕府は、後醍醐天皇に対して、再び位に就く望みはないのだから出家して法皇になりなさいということで袈裟を着るように勧めました。ところが、後醍醐天皇は、それを拒否して、毎朝、囚われの身でありながら、祭服を着て、天照大神を拝まれた。これについて『太平記』は、天に二つの日はないけれども、国に二人の主がいるようで、幕府は大変困った、と書いています。つまり、あらゆる役割を奪われて強制的に退位させられても、皇祖の祭りを手放さなければ、天皇なのだというのが、庶民にいたるまでの常識だったわけです。この常識は『太平記』が盛んに上演された江戸時代まで続いていたと考えられます。ちなみに、後醍醐天皇は、断絶してしまった祭祀や宮中行事を復興し、後世に伝えるために『建武年中行事』と『日中行事』を撰述しておられ、これは現在でも王朝文化や建武の新政の解明に不可欠の基本資料となっています。もう一つ例を挙げれば、第 105 第の後奈良天皇は、朝廷がもっとも衰退した時の天皇で、即位礼を行うまでに 10 年の歳月を要した方ですが、治世中に洪水や飢饉が重なったために、天照大神を祀る伊勢神宮に宣命を奉って民の安寧を祈っておられます。

○この皇祖の祭り主としての皇位に就く資格こそ、皇統の男系に属しているということでした。これに関して、まず、排除しておかなければならない誤解があります。それは、皇位継承資格を男系の男子に限ることは、女性蔑視だという主張です。これは木を見て森を見ない議論で、本当の意味は、皇統に属さない男性を排除することです。たしかに、女性は誰も天皇になれないのに、男性なら誰でも天皇になれるというのなら、女性差別と言われても仕方ありません。しかし、全人類約 38 億 6700 万人の男性の内、皇位継承権を持っているのは秋篠宮殿下、悠仁殿下、常陸宮殿下のお 3 方だけです。これでは、皇統に属さない男性にとって特権でも何でもありません。他方、約 37 億 250 万人の女性には、男性にはない特権が与えられています。国籍に関係なく、女性なら誰でも、結婚によって日本の皇族になれる。天皇の母にもなる。場合によっては、摂政にもなれる。しかし、皇統に属さない男性は、たとえ日本人であっても、皇族女性と結婚しても皇族にはなれない。天皇の父にはなれない。摂政にもなれません。全女性に認められている特権が、男性には一切認められていない。この現実を見れば、皇室から排除されているのは男性の方です。女性はむしろ歓迎されている。この「男性排除」の理由は何なのか。それを知ることこそ、皇統の本質と、その守る意味を理解する最大のポイントです。

皇位継承が皇統に属する男系に限定されている理由は、祖先を祀る祭り主の地位は男系(父系)で継承される、男系でしか継承できない、というのが古代の観

念だったからです。この原則をあらわしている物語が『古事記』と『日本書紀』の両方に記録されています。『日本書紀』によれば次のような話です。

第10代崇神天皇の時代に災害が続いたので、それを鎮めるために占いをしたところ、倭迹迹日百襲姫命やまとととひもそひめのみことに大物主神おおものぬしのかみが乗り移って自分を祀るように言った。そのお告げにしたがって崇神天皇ご自身が祭祀を執り行ったが一向に効き目がなかった。そこでもう一度祈ったところ、崇神天皇の夢に大物主神が現れて、大田田根子おおた たねこに自分を祀らせるように告げた。それにしたがって全国に触れを出すと大田田根子が見つかり、大物主神の子孫であることが分かった。そこで大田田根子に祀らせると災害は治まり、五穀が豊かに実った。こういう物語です。

つまり、祭祀が神に通じるためには、祭り主は祭神と父系で結ばれていなければならない。たとえ、天皇が祈っても父系で繋がっていなければ祭祀は通じない。だからこそ、皇祖の祭り主は皇統に属する男系の男子でなければならないのです。この原則は、長い歴史の中で、民間では失われてしまい、それを維持できているのは出雲大社くらいです。

なお、この男系原則は、中世において特に強く意識されていたようです。北畠親房の『神皇正統記』は、男系が続いている天皇を幹として「世」として数え、男系が絶えてしまった天皇を枝として「代」に加えています。拙著の「皇統論を糺す」の45頁の図は、中世史家の河内祥輔氏が作成した図(『中世の天皇観』山川出版社、32-33頁)に私が少し手を加えたものです。ここで驚くのは、親房が皇位に就かなかった継体天皇の先祖を、正統の天皇として「世」数に加えていることです。それほど、男系の継続が重視されていたわけです。

このように、皇位が、天皇という存在が生まれて以来、一貫して男系で繋がれてきたという事実こそが、皇位が、古代以来日本の継続性を保証し、日本国の時間的統合を象徴できる根拠となっているわけです。天皇制度の根拠はまさにこの伝統・継続性にあります。この原則は我々の先祖が守りつづけてきたもので、イギリスの保守思想家G・K・チェスタトンの言葉を借りれば「死者の民主主義」ということになります。彼は次のように述べています。「伝統とは選挙権の時間的拡大と定義してよろしいのである。伝統とは、あらゆる階級のうちもっとも陽の目を見ぬ階級、われらが祖先に投票権を与えることを意味するのである。死者の民主主義なのだ。単にたまたま今生きて動いているというだけで、今の人間が投票権を独占するなどということは、生者の傲慢な寡頭政治以外の何物でもない。伝統はこれに屈することを許さない」(『正統とは何か』春秋社、76頁)。

○皇位の継承は、皇祖の祭り主の地位の継承であり、その資格を有するのは男系に属する者のみである。これを氏の論理と言います(藤森薫「皇位継承は『氏の論理』で行われてきた」『日本を語る』小学館スクウェア)。この氏を表す名称が「姓」です。中国人や韓国人はこの姓を用いています。姓は父系の継承を表わすので結婚しても変わりません。中国人や韓国人が夫婦別姓なのはこのためです。この氏の観念は古代の日本でも同じで、代表的な姓は「源・平・藤・橘」。源の頼朝、平の清盛、藤原の道長といった「の」が付く呼び名がそれです。

皇室が氏の論理に立っているのに対して、我々一般国民は「家の論理」に立っています。家は、中世以降の武家に強く抱かれるようになった観念で、財産・地位・職業の継承を中心としています。これを継承する集団を表す名称が「苗字(名字)」で、結婚して同じ家という共同体を守るようになった男女は同じ苗字を名乗ることになりました。つまり、夫婦同苗字です。財産・地位・職業の継承を重んじる家の原理においては、血筋すなわち父系の継承は二の次で、むしろ、家を守っていけるだけの能力が重視されました。そのために、継承者は男性に限られることなく、夫婦とも養子というようなことも起こりました。それでも、家は続いていると観念されました。

「氏の論理」と「家の論理」は別物なので、併存が可能で、事実、明治維新までは併存していました。それは著名な人物の正式名を見ればわかります。徳川家康は「徳川 次郎三郎 源朝臣 家康」。徳川という家の、源という血筋の、家康という個人でした。織田信長は「織田 上総之介 平朝臣 信長」。西郷隆盛は「西郷 吉之助 藤原朝臣 隆盛」。

このような氏と家の併存は、近代になって終止符が打たれます。近代化・欧米化の一環として、欧米の制度に日本の諸制度を合わせて行く過程で、明治4年10月12日、「<sup>せいし</sup>姓戸不称令」が出され、姓を用いることが禁止されました。さらに、明治8年2月13日、「平民苗字必称義務令」が出されて、日本人の共同体の一員としての名乗りは苗字に統一されてしまいました。これによって、一般国民の間で氏(男系)の観念が消えていきます。

近世までの人々であれば、皇位の男系継承の意義は、難なく理解されたはずですが、「家の論理」への一元化という近代に「創られた伝統」の中で生きている現代の日本人には即座に理解することが難しい。その理由はここにあります。女性宮「家」を創設して、皇位継承を安定化させてもいいではないか、という主張を支持する人々が多い訳もここにあります。

○日本国憲法第二条は「皇位は、世襲のもの」と定めています。天皇という公的地位に限って何故「世襲」なのか。これが「特権」であることは間違いありません。そして、この特権と引き換えに、天皇とその地位に就く可能性のある皇族の人権は厳しく制約されています。「世襲制」を言い換えれば「血統主義」です。ある公職をある血統に属するものだけが独占する世襲制はそもそも平等原則とは相入れません。それにも関わらず、「男女」平等だけを取り出して認めようするのは論理的に破綻しています。これについては、私と正反対の立場にある論者の発言を取り上げる方が、この本質を明確にできると思うので敢えて紹介します。

『「萬世一系」の研究』(上・下、岩波現代文庫)という著書のある憲法学者の奥平康弘氏です。彼は「天皇制は民主主義とは両立しない」「民主主義は共和制と結びつくしかない」という立場で、その「天皇制」の正統性の根拠は「萬世一系」にあると述べ、「萬世一系」とは「男系・男子による血統の引き継ぎ」であり、ここから外れた制度を容認する施策は「いかなる『伝統的』根拠も持ちえない」と言いきっています(『世界』『天皇の世継ぎ』問題がはらむもの一『萬世一系』と『女帝』を巡って)『世界』2004年8月号)。

彼の議論をもう少し詳しく紹介します。「そもそも世襲制というものは、それ自体差別的・非合理的な制度である」(『「萬世一系」の研究』下、240頁)。「ポピュリストティックなフェミニストのあいだにはく女性だというだけで天皇になれるなんて差別的であり、違憲であって許せない」という言い方が流行している。しかし、この言説は、私からみれば、少なくともふたつの誤りをおかしている。第一、女だけではなくしてどんな男だって一「後胤」につながっていないかぎりは一女一般とおなじように天皇になれるのである。問題の根源は、女か男か、ではなくて、特権的差別集団を認めるか認めないかにある。(中略) 第二、平等原則は、そこで問われている差別の対象としての権利義務、利益不利益がたまたま特定の間人あるいは集団にのみかかわっているようにみえても、そのことは本質上コミュニティを構成するすべての人々に潜在的に影響するばあい、あるいはコミュニティの存立にかかわってきた市民一「平等な配慮と尊厳」(D・ドゥーキン)に価する者たちが共有する人間的な尊厳性が傷つけられたばあい、こうしたばあいにその適用が問われるのである。ところが、ここで議論されている差別は、皇位継承権という特権的な権能・地位の取得というきわだって特別な文脈において生じているのであって、これをめぐる法的帰趨は、この文脈から遠く隔たっている庶民一般の権利義務・利益不利益の関係にはなんの影響も効果も及ぼさない」(同書、244-245頁)。「皇位継承という特殊な法領域に、権利保障体系という市民向けの一般原則をいきなり適用させようとすることは、

方法として正しくないとするのが、私の立場である」(同書、246頁)。

彼の言い方を私の言い方に直せば、そもそも「世襲」という大きな例外、特別の地位を認めておきながら、それに伴う基本的人権の著しい制約(職業選択、居住、婚姻など)の中から男女同権だけを優先すべき理由はないということです。

○平等原則とは両立しない血統主義・世襲制の中に、無理やり「男女」平等だけを持ち込もうとすると、その結末はどうなるのか。まず、男系継承が否定されて、天皇は皇祖を祀る資格を失います。女性天皇が、皇統に属さない男性と結婚すると、その間に生まれた子は、その男性の先祖を祀る資格しか持ってません。そうすると、その天皇は皇祖を祀れないので、信教は自由でよいことになります。その次に待っているのは、その他の人権も認めるべきだとの議論であり、その行き着くところは、天皇・皇族と一般国民との違いの喪失です。そうなれば、どうして莫大な費用をかけて皇室を維持する必要があるのかという議論が巻き起こり、結局、「世襲」の否定、天皇制度の廃止へと繋がっていくことでしょう。奥平氏は次のようにも述べています。「不合理な制度を作ったのは、憲法(とりわけ第一条、第二条)なのであって、憲法自体を改めなければならないのである。個別の取り極めを違憲だと決めつけても片付くものではない。きつい言葉で言えば、それはお門違いである。」(同書、252頁)。本心では天皇制度の廃止を願っている人々が、女性天皇や女系天皇を支持するのは、実は男女平等を願ってのことではなく、天皇制度の根幹を断ち切るためなのです。

○日本国憲法第一条は、天皇の「地位は主権の存する日本国民の総意に基づく」と規定しています。しかし、この「総意」は今生きている国民の投票によって確認されたものではありません。それでは、どのようにして確認されたのでしょうか。それは、受け継がれて来た伝統から推察される先祖たちの意思と、それに対する憲法制定当時の国民の暗黙の同意とが合体したものだったと考える他はありません。その時々々の国民の意思を選挙によって確認する空間的民主主義だけでは第一条は説明できないのです。そこでは、先祖の意思を重んじる時間的民主主義が前提とされており、それが天皇制度の前提をなす「伝統」なのです。今一度、チェスタトンの言葉を引用して、話を終わりたいと思います。「単にたまたま今生きて動いているというだけで、今の人間が投票権を独占するなどということは、生者の傲慢な寡頭政治以外の何物でもない。伝統はこれに屈することを許さない」。